議案第25号

平成23年度　新居浜市工業用地造成事業特別会計予算

平成23年度新居浜市工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ584,778千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

平成23年２月21日 提出

新居浜市長　佐々木　　龍

第1表　歳入歳出予算

歳　入　　千円

款	項	金額
1．市債		560,000
	1．市債	560,000
2．繰越金		24,778
	1．繰越金	24,778
歳入合計		584,778

歳入歳出予算　（歳入）　千円

歳 入 歳 出 予 算 （ 歳 出 ）

千 円

款	項	金 額
1．工業用地造成事業費		560,000
	1．工業用地造成事業費	560,000
2．公債費		24,278
	1．公債費	24,278
3．管理費		500
	1．管理費	500
歳 出 合 計		584,778

第２表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用地造成事業（東予港地区）	千円 560,000	(1)　普通貸借又は証券発行による。 (2)　事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年４.０以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
計	560,000	—	—	—